

- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (33) (略) (34) N—(—シアノ—・—ジメチルプロピル)—（二・四—ジクロロフェノキシ）（プロピオンアミド及びこれを含む製剤） (35) N—「(RS)—シアノ（チオフエン——イル）メチル」—四—エチル—（エチルアミノ）—・—チアゾール—五—カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含む製剤 (36) 四—シアノ—四—ビフェニリル—トランス—四—エチル—シクロヘキサカルボキシラート及びこれを含む製剤 (37) (144) (略) 十二十九（略） 十九の二二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四—ニトロメタトルエンスルホンアニリド（別名フルスルファミド）及	別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (33) (略) (34) N—(—シアノ—・—ジメチルプロピル)—（二・四—ジクロロフェノキシ）（プロピオンアミド及びこれを含む製剤） (35) 四—シアノ—四—ビフェニリル—トランス—四—エチル—シクロヘキサカルボキシラート及びこれを含む製剤 (36) (143) (略) 十二十九（略） 十九の二二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四—ニトロメタトルエンスルホンアニリド（別名フルスルファミド）及

びこれ含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロ―α・α・α―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下含有するものを除く。 二十 一・三―ジクロロプロペン及びこれ含有する製剤 二十一から二十四まで 削除 二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート（別名ジノカップ）及びこれ含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート〇・二%以下含有するものを除く。 二十四の三 六十八（略）	びこれ含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロ―α・α・α―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下含有するものを除く。 二十から二十四まで 削除 二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート（別名ジノカップ）及びこれ含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート〇・二%以下含有するものを除く。 二十四の三 六十七（略）
--	--